

議案第33号

グリーンパーク山東条例の一部を改正する条例について

グリーンパーク山東条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成29年3月6日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

グリーンパーク山東を構成する施設のうちミニゴルフ場を芝生広場とするため、この案を提出するものである。

グリーンパーク山東条例の一部を改正する条例

グリーンパーク山東条例（平成 17 年米原市条例第 134 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「ミニゴルフ場」を「芝生広場」に改める。

別表第 1 ミニゴルフ場の項を削る。

別表第 2 中

「

ミニゴルフ場

金額
3,000 円

を

1 付帯設備の使用については、規則で定める額を徴収する。

」

削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

グリーンパーク山東条例新旧対照表

改正後	現 行																		
<p>グリーンパーク山東条例</p> <p>第1条 略</p> <p>(施設の構成)</p> <p>第2条 グリーンパーク山東(以下「グリーンパーク」という。)は、次に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 芝生広場</u></p> <p>(6)～(15) 略</p> <p>第3条～第18条 略</p> <p>別表第1(第3条関係)</p>	<p>グリーンパーク山東条例</p> <p>第1条 略</p> <p>(施設の構成)</p> <p>第2条 グリーンパーク山東(以下「グリーンパーク」という。)は、次に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) ミニゴルフ場</u></p> <p>(6)～(15) 略</p> <p>第3条～第18条 略</p> <p>別表第1(第3条関係)</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="163 868 535 919">区分</th> <th data-bbox="535 868 1115 919">時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="163 919 1115 970">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 970 535 1066">屋内多目的運動広場</td> <td data-bbox="535 970 1115 1066">午前9時～午後10時</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="163 1066 1115 1114">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	時間	略		屋内多目的運動広場	午前9時～午後10時	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1142 868 1514 919">区分</th> <th data-bbox="1514 868 2098 919">時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1142 919 2098 970">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1142 970 1514 1018">屋内多目的運動広場</td> <td data-bbox="1514 970 2098 1018">午前9時～午後10時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1142 1018 1514 1066">ミニゴルフ場</td> <td data-bbox="1514 1018 2098 1066">午前8時30分～日没</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1142 1066 2098 1114">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	時間	略		屋内多目的運動広場	午前9時～午後10時	ミニゴルフ場	午前8時30分～日没	略	
区分	時間																		
略																			
屋内多目的運動広場	午前9時～午後10時																		
略																			
区分	時間																		
略																			
屋内多目的運動広場	午前9時～午後10時																		
ミニゴルフ場	午前8時30分～日没																		
略																			
<p>別表第2(第7条、第17条関係)</p> <p>宿泊研修棟 略</p> <p>宿泊研修棟 略</p> <p>コテージ 略</p> <p>工芸館 略</p> <p>屋内多目的運動広場 略</p>	<p>別表第2(第7条、第17条関係)</p> <p>宿泊研修棟 略</p> <p>宿泊研修棟 略</p> <p>コテージ 略</p> <p>工芸館 略</p> <p>屋内多目的運動広場 略</p>																		

テニスコート 略
イベント広場 略
屋内ゲートボール場 略
屋外ゲートボール場 略
林間キャンプ場 略
アスレサーキット場 略
田園空間コミュニティ施設 略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

ミニゴルフ場

金額
3,000 円

1 付帯設備の使用については、規則で定める額を徴収する。

テニスコート 略
イベント広場 略
屋内ゲートボール場 略
屋外ゲートボール場 略
林間キャンプ場 略
アスレサーキット場 略
田園空間コミュニティ施設 略